

令和7年度 南阿蘇村産後ケア事業委託仕様書

1 事業の目的

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 業務内容

- (1) 南阿蘇村が利用決定した母子に対するサービスの提供
- (2) サービス提供に係る南阿蘇村との調整
- (3) 利用者に対する必要な説明及び調整等
- (4) ケアの実施

【訪問型・通所型】

母子の居宅を訪問、又は母子を事業所等へ受け入れ、以下の区分に基づくサービスの提供により、母子への心身ケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

【宿泊型】

本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して、母子を宿泊させ、母子の体力の回復及び母体並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

【ケアの内容】

- ① 褥婦及び新生児に対する保健指導
- ② 褥婦及び産婦に対する授乳指導（乳房マッサージ含む）
- ③ 褥婦及び産婦に対する沐浴指導
- ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート
- ⑥ その他必要とする保健指導・相談

※ 原則として午前9時から午後5時までの間に実施し、1回のサービスを2時間以内とする。

ただし、同日の連続利用については1回の利用として取り扱う。その場合の委託料及び利用者負担額は、2時間毎の累計の料金とする。

※ 原則として、利用回数の限度は1度の出産につき最大7回までとする。

- (5) 利用者負担金の徴収、利用者証への利用歴記載
- (6) 市町村への利用報告及び委託料の請求

4 事業実施者

以下に掲げる基準を満たし事業を実施できる事業者とする。

また、事業を開始するにあたって、医療法に則った定款変更や各種申請等を所管する保健所へ必要な届出を行うこと。

項 目	条 件
実施場所	<p>(1) 熊本県内に所在する医療機関、診療所、助産所等であること。</p> <p>(2) 通所型においては個別的又は集团的に産後ケアを適切に行うために必要な設備、宿泊型においては居室、カウンセリング室、乳児保育室、その他事業の実施に必要な設備を設置していること。</p> <p>(3) 宿泊型においては適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有し、同時に入所させるのはおおむね 20 人以下とすること。ただし、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りではない。</p>
従事者	<p>次の(1)を満たし、(2)から(4)に掲げる従事者を必要に応じて配置し行うものとする。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上配置していること。ただし、宿泊型を行う場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師が配置していること。</p> <p>(2) 心理に関する知識を有する従事者。</p> <p>(3) 育児等に関する知識を有する従事者（保育士、管理栄養士等）。</p> <p>(4) 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者。</p>
その他	<p>(1) 事業を管理する者を定めること。</p> <p>(2) 仕様書に規定するサービス内容が提供できること。</p> <p>(3) 食事を提供する場合は、事業者の責任により衛生面に十分配慮し、また、可能な限り利用者の帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供すること。</p> <p>(4) 緊急の対応等を含め、母子の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。</p> <p>(5) 村との適切な連絡体制が確保できること。</p>

5 サービス提供範囲（サービス実施場所）

- (1) 訪問型については、南阿蘇村に住所を有する本事業対象者の居宅に訪問しサービスを提供するものとする。
- (2) 前項の対象者が里帰り出産等に伴い一時的に村外に滞在している場合においては、熊本県内に限り利用の対象とするものとする。

6 サービスに必要とする備品・物品等

- (1) 南阿蘇村内でのサービス提供において、実施担当者が必要とする場合は南阿蘇村が管理する以下の備品の貸与を受け使用することができる。
 - ① 乳幼児用体重計
 - ② 乳幼児用身長計
- (2) その他、必要な物品等がある場合は原則として受託者が用意・負担することとする。

7 費用について

- (1) 本事業の実施にあたっての委託単価は、契約書に定めるとおりとする。
- (2) 受託者は、利用者負担額をサービスの提供終了後に利用者から直接徴収するものとする。

なお、利用者負担額は、南阿蘇村が発行する利用承認通知書に記載された額とする。

- (3) 訪問型の事業実施に際し利用者の居宅までの移動にかかる交通費については契約書に定めるとおりとし、受託者は南阿蘇村に対して、距離に応じた額を委託料と合わせて請求することものとする。
- (4) 里帰り出産者に対する訪問型事業の実施において、村が事前にやむを得ないと認めた場合（概ね半径20km以上で、有料道路を利用した場合等）に限り、利用者の居宅を訪問するにあたり受託者が有料道路等を使用した際の使用料は、村がその実費を委託料に加算して受託者に支払うものとする。
- (5) 利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、契約書の別表4に示すとおり、受託者は1回あたりの利用者負担額を徴収することができる。ただし、サービス利用予定日の前々日午後5時までに利用者から連絡があった場合は除く。

8 事業の実施にあたって

- (1) 受託者は、南阿蘇村の母子保健関係機関、児童福祉関係機関と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。
- (2) 受託者は、実施担当者に対し、年1回以上の定期健康診断の実施を促し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (3) 受託者は、実施担当者及び利用者の安全確保に努めること。
- (4) 受託者又は実施担当者は、事故等の緊急事態発生に備え、契約後、速やかに本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- (5) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。
- (6) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。

9 関係書類及び帳票等の取扱いについて

- (1) 受託者は、本事業の適切な実施を確保するため、次にあげる関係書類及び帳票類を整備するとともに実施施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。
 - ア 委託契約書及び仕様書
 - イ 会計関係書類
 - ウ 人事労務関係書類
 - エ 利用者関係書類
 - オ その他必要書類
- (2) (1) にあげる関係書類及び帳票類は、委託期間が終了する日の属する事業年度（南阿蘇村の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ）の終了日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 南阿蘇村は、受託者に対し、(1) にあげる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認など、必要な調査を実施することができる。

1 0 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその他の要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう）を受けた場合は、南阿蘇村へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、南阿蘇村が随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

1 1 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたっては情報保護の重要性を認識し、別添の個人情報取扱注意事項及び関係法令等を遵守し、情報の適切な取扱い及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を損害することのないようにすること。

1 2 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者と実施する南阿蘇村が協議して対応するものとする。